■他市町村における自治基本条例推進委員会及び条例の見直し

【県西地域2市8町】

●小田原市

(条例の見直し)

- 第19条 市は、本市の自治の発展又は成熟の状況、社会情勢等を勘案し、必要に応じてこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。
- 2 市の執行機関は、前項の規定により検討を加えるときは、市政参加の機会を設けなければならない。

●南足柄市

(自治基本条例推進委員会)

- 第30条 市長は、この条例の実効性を高め、市民自治をより推進するため、南足柄市自治 基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。
- 2 推進委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の改正又は適切な運用について審議し、市 長に答申するものとします。
- 3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、市民自治の推進に関する重要事項について、 市長に提言することができます。
- 4 市長は、推進委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。

(条例の見直し)

- 第31条 市長は、4年を超えない時期ごとに、この条例が社会経済情勢の変化等に対応しているかを検証し、その結果、見直しの必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければなりません。
- 2 市長は、前項の規定による検証の結果を公表しなければなりません。

●中井町

(条例の見直し)

- 第20条 町長は、この条例の施行後4年を超えない時期ごとに、この条例が中井町にふさ わしく、かつ、社会経済に適合したものであるかを検証するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による検証の結果に基づき、必要があると認めたときは、この条例の見直しを行うものとする。

●大井町

(条例の見直し)

第20条 議会及び町は、社会情勢等の変化に応じて、この条例の見直しの必要性を認めたときは、町民の意見を踏まえて見直しをすることとします。

●山北町

(条例の見直し)

第24条 町は、社会情勢の変化その他、この条例の見直しの必要性を認めた場合には、町 民の意見を踏まえて必要に応じて施行の日から概ね5年を目途に見直しをすることがで きる。

●開成町

(条例の見直し)

第29条 この条例の見直しを行う場合は、広く町民の意見を聴くなど、町民参加の手続きを経なければなりません。

●箱根町

(条例の見直し)

第28条 町は、この条例について社会情勢の変化などにより見直しの必要が生じた場合は、町民の意見を広く聴取し、適切な措置を講じます。

●真鶴町

(条例の見直し)

第13条 町長は、社会情勢の変化その他、この条例の見直しの必要性を認めた場合には、町民の意見を踏まえて施行の日から概ね4年を目途に見直しをすることができる。

●湯河原町

(条例の見直し)

第 18 条 町長は、この条例の施行後、社会、経済情勢等の大きな変化が生じた場合は、町 民を交えてこの条例を見直し、その結果を踏まえて、必要な措置を講じなければならない。

【その他神奈川県内市町村】

●川崎市

(自治運営の制度等の在り方についての調査審議)

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、 市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づ く制度等の在り方について調査審議します。

●鎌倉市

(35 自治基本条例推進会議)

〇 市民、議会、市長・執行機関の連携協力で本条例の推進・啓発を行う。 そのために、市民、市民団体等、議会、市長・執行機関等で構成する自治基本条例推進 会議を設置する。

構成、運営などについては、別途定める。

●茅ヶ崎市

(条例の検証等)

- 第30条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅 ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるとき は、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。
- 2 市は、前項の規定による検証をするときは、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 3 市は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置 (措置を講じようとしないときは、その旨。以下同じ。)を公表し、市民の意見を聴か なければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による検証の内容、当該検証の内容に基づき講じようとする措置 (前項の規定により聴いた意見により講じようとする措置を修正したときは、当該修正 した措置)及び前項の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならない。
- 5 市は、第1項の規定による検証の内容に基づき講ずる措置(措置を講じないときは、その旨)及び第3項の規定により聴いた意見を公表しなければならない。

●厚木市

(自治基本条例推進委員会)

- 第38条 市長は、この自治基本条例の運用状況の点検を行うため、市民等で構成する厚木 市自治基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 市長は、毎年度、この自治基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この自治基本条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(自治基本条例の見直し)

- 第39条 市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し、4年を期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。
- 2 市長は、この自治基本条例の見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければなら ない。

●寒川町

(まちづくり推進会議)

- 第30条 町長は、町民の参加による自治運営の推進を図るため、附属機関として寒川町まちづくり推進会議(以下「推進会議」といいます。)を置きます。
- 2 推進会議は、次に掲げる事項を調査し、協議し、その結果を町長に報告し、又は提案します。
- (1) この条例の推進及び改廃に関すること。
- (2) 町政運営に対する町民の参画に関すること。
- 3 推進会議は、委員 20 人以内をもつて組織します。この場合において、委員の 3 割以上は、町民からの公募による委員とします。
- 4 委員の任期は 2 年とします。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者 の残任期間とします。
- 5 その他推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(条例の改正)

第31条 町は、この条例が協働のまちづくりの推進にふさわしいものであるかについて、町民の意見の適切な反映のもと、必要に応じて見直すものとします。

●大磯町

(条例の見直し及び検討手続)

- 第29条 町は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が大磯町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しをするものとします。
- 2 町は、前項に規定する検討及び見直しを行うに当たっては、別に町民委員会を設置 して、町民の意見を聴取するとともに、これを反映させるものとします。

●清川村

(条例の見直し)

第23条 村は、社会情勢等の変化に応じて、この条例の見直しの必要性を認めたときは、村民の意見を踏まえて見直しをすることとします。